原議保存期間30年(令和35年3月31日まで)有効期間一種(令和35年3月31日まで)

警 察 庁 丙 刑 企 発 第 5 8 号 令 和 4 年 1 0 月 2 6 日 警 察 庁 刑 事 局 長

各地方機関の長 器が前所県警察の長 (参考送付先)

庁 内 各 局 部 課 長 各 附 属 機 関 の 長

犯罪捜査規範の一部を改正する規則の制定について(通達)

犯罪捜査規範の一部を改正する規則(令和4年国家公安委員会規則第18号。以下「改正規則」という。)が、本日、別添のとおり公布され、令和4年11月1日から施行されることとなった。改正の概要については下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

今般、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和2年法律第33号。以下「改正法」という。)により共同法人制度が導入され、弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり、法律事務を行うことを目的とする弁護士・外国法事務弁護士共同法人の設立が可能となった。

当該共同法人は、弁護士法人と同様の業務を行うことができることとなるため、改正法附則第11条による改正後の刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)により、刑事訴訟法中の「弁護士法人」に「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を含める改正がなされたところ、犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。)の規定についても同様に、「弁護士法人」に「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を含めるよう、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容及び運用上の留意事項

司法警察員は、被疑者を逮捕し、又は逮捕された被疑者を受け取ったときに、被 疑者に弁護人選任権を告げるに当たり、弁護士、弁護士法人(弁護士・外国法事務弁 護士共同法人を含む。)又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができ る旨及びその申出先を教示することとした(改正規則による改正後の規範第130条第 1項第3号関係)。

なお、改正規則による改正後の規範第130条第1項第4号に規定する弁解録取書については、「司法警察職員捜査書類基本書式例の一部改正について(通達)」(令和4年9月27日付け警察庁丙刑企発第56号)において示達した、「様式第19号 弁解録取書」を使用すること。

3 施行期日

改正法の施行の日(令和4年11月1日)から施行することとする(改正規則附則)。

犯罪捜査規範の一部を改正する規則

報

官

警察法施行令(昭和二十九年政令第百五十一号)第十三条第一項の規定に基づき、犯罪捜査規範の一部を改正する規則を次のように定める。〇国家公安委員会規則第十八号 令和四年十月二十六日

国家公安委員会委員長 谷 公一

蘭岑 麦中の「 一の記載は主記である。	2~4 [略]	四 [略]	ることができる旨及びその申出先を教示すること。	同法人を含む。第百三十二条において同じ。)又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出	三 前号に掲げる処置をとるに当たつて、弁護士、弁護士法人(弁護士・外国法事務弁護士共	一•二 [略]	部長又は警察署長の指揮を受けなければならない。	にその者について次に掲げる処置をとつた後、被疑者の留置の要否又は釈放について、警察本	第百三十条 司法警察員は、被疑者を逮捕し、又は逮捕された被疑者を受け取つたときは、直ち	(司法警察員の処置)	改正後	次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分の犯罪捜査規範(昭和三十二年国家公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。
	2~4 [同上]	四[同上]		の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示すること。	三 前号に掲げる処置をとるに当たつて、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人	一・二 同上	部長又は警察署長の指揮を受けなければならない。	にその者について次に掲げる処置をとつた後、被疑者の留置の要否又は釈放について、警察本	第百三十条 司法警察員は、被疑者を逮捕し、又は逮捕された被疑者を受け取つたときは、直ち	(司法警察員の処置)	改正前	定の傍線を付した部分のように改める。

この規則は、 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十三号)の施行の日(令和四年十一月一日)から施行する。